

委員会提出議案第 1 号

学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 26 日提出

提 出 者

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための横断歩道設置に関する意見書

学童保育所へ通所する児童らの安全確保及び交通の円滑化のための  
横断歩道設置に関する意見書

現在、本市の関小学校に通学する児童が利用する学童保育所「さくらクラブ」及び「すみれクラブ」には、全校児童の約半数に当たる117名が登録しており、児童にとって、放課後の居場所、重要な生活の場となっています。

しかしながら、当該施設へ通所する際に利用する亀山市役所関支所東側の交差点においては、児童が横断する際に危険な事例が見受けられるだけでなく、下校時間帯には歩行者の滞留や車両の円滑な通行が妨げられるなど渋滞や滞留が発生しています。

このような現状は、歩行者である児童の安全を脅かすのみならず、交通事故誘発のリスクを増大させており、一刻も早い対策が求められています。

児童が安全に、かつ安心して通行できる環境を整備することは、地域の安全の観点からも極めて重要であります。

よって、本市議会は、児童の生命を守るための安全確保及び円滑な車両通行のため、下記の措置を講じることを強く要望します。

記

- 1 関小学校正門西側から関支所方面へ向かう地点に、速やかに横断歩道を設置すること。
- 2 県道四日市関線と市道関支所鷲山線が交差する地点において、視認性の向上や歩行空間の確保など安全対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月26日

三重県亀山市議会議長 岡本公秀

三重県知事様  
三重県公安委員会委員長様  
三重県警察本部長様